

改正労働者派遣法のお知らせ

平成 24 年 10 月 1 日より改正労働者派遣法が施行されます。
派遣就業のご案内が一部変更となりますので下記のとおりご案内申し上げます。

① 30 日以内の派遣就業は原則禁止です。

雇用契約期間が 30 日以内の短期派遣が原則禁止されます。ただし、例外として認められる「業務」、または「条件」(労働者)があります。

例外として認められる業務は、専門知識や経験を有するとして法律で定められた職種です。

したがって、試験監督・催事のヘルプ・販売・書類整理・軽作業などは例外職種に該当しません。

これらの業務は、下記【2】の「条件」を満たす場合のみ派遣就業が認められます。

【1】例外として認められる「業務」

以下の業務は例外として 30 日以内の派遣が認められます。

ソフトウェア開発	機械設計	事務機器操作	通訳・翻訳・速記
秘書	ファイリング	市場調査	財務
受付・案内	デモンストレーション	添乗	貿易(取引文書作成)
研究開発	事業企画立案	制作・編集	広告デザイン
OAインストラクション	金融商品営業		

【2】例外として認められる「条件」(労働者)

いわゆる自由化業務(試験監督・催事ヘルプ・販売・書類整理・軽作業など)は原則禁止されます。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、制限なく派遣就業が認められます。

※仕事への応募(エントリー)や、登録・来社手続き案内(持ち物等)にご留意ください。

- ① 60 歳以上
- ② 昼間学生(学校教育法の学校<専修・各種学校含む>または生徒
※雇用保険法の適用を受けない学生(定時制・休学中などは除く)
- ③ 世帯の年間収入の額が 500 万円以上
※主たる生計者ではない：ご自身の世帯収入の 50% 未満
- ④ 本業の年間収入が 500 万円以上あり、副業として就業する者

② 離職後 1 年以内に直接雇用されていた企業での派遣就業はできません。

日数や雇用形態(正社員、パート)に関わらず、1 年以内に直接雇用されていた企業での派遣就業はできません。(派遣は含みません)

就業決定後に派遣先企業より確認に必要な個人情報を求められた場合は、法令の遵守に必要な範囲で情報を提供いたします。1 年以内に直接雇用されていたことが判明した場合には、派遣就業ができなくなりますので、ご注意ください。

※お仕事紹介時に派遣先企業での 1 年以内の就業実績を確認させていただきます。